会費規定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国地域情報産業団体連合会(以下「本連合会」という。)の 定款第6条に基づき、本連合会の会費について定めるものである。

(年会費)

第2条 本連合会の年会費は次のとおりとする。

1. 正会員

正会員団体の構成正会員数に応じて次の表より年会費を決定する。

年会費は、3年更新制として、正会員団体の構成正会員数増減に係わらず3年間は同年会費を継続する。

年会費は、3年毎に12月末の正会員団体の構成正会員数を確認し、向こう3年間の年会費を決定する。

会員数	年会費
101社以上	160,000円
51~100社	150,000円
31~50社	140,000円
11~30社	120,000円
10社以下	100,000円

2. 特別会員

特別会員の年会費は、以下のとおりとする。

種別	会員規模	会費
特別会員A	会員 101 社以上	300,000 円
特別会員B	会員 100 社以下	200,000 円

3. 賛助会員

賛助会員の年会費は、以下のとおりとする。

種別	企業規模	会費
賛助会員 A	社員 31 人以上	300,000 円
賛助会員 B	社員 30 人以下	120,000 円

4. 企業会員

企業会員の年会費は、20,000円とする。

(会費の納入)

- 第3条 会費の納入は、毎年6月末日までに本連合会が指定する銀行口座に振込にて納入するものとする。
 - 2 会費の納入に係る送金手数料は、会員が負担するものとする。

(年度途中入会者の会費)

第4条 年度の途中に入会する会員の会費は、9月末日までに入会した場合の会費は全額とし、 それ以降に入会した場合の会費は半額とする。

(会費の返還)

第5条 既納の会費はこれを返還しない。

(変 更)

第6条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

平成7年6月6日制定、 平成11年11月25日改定、 平成13年8月2日改定、 平成18年6月22日改定、 平成23年6月16日改定、 令和4年2月14日改定